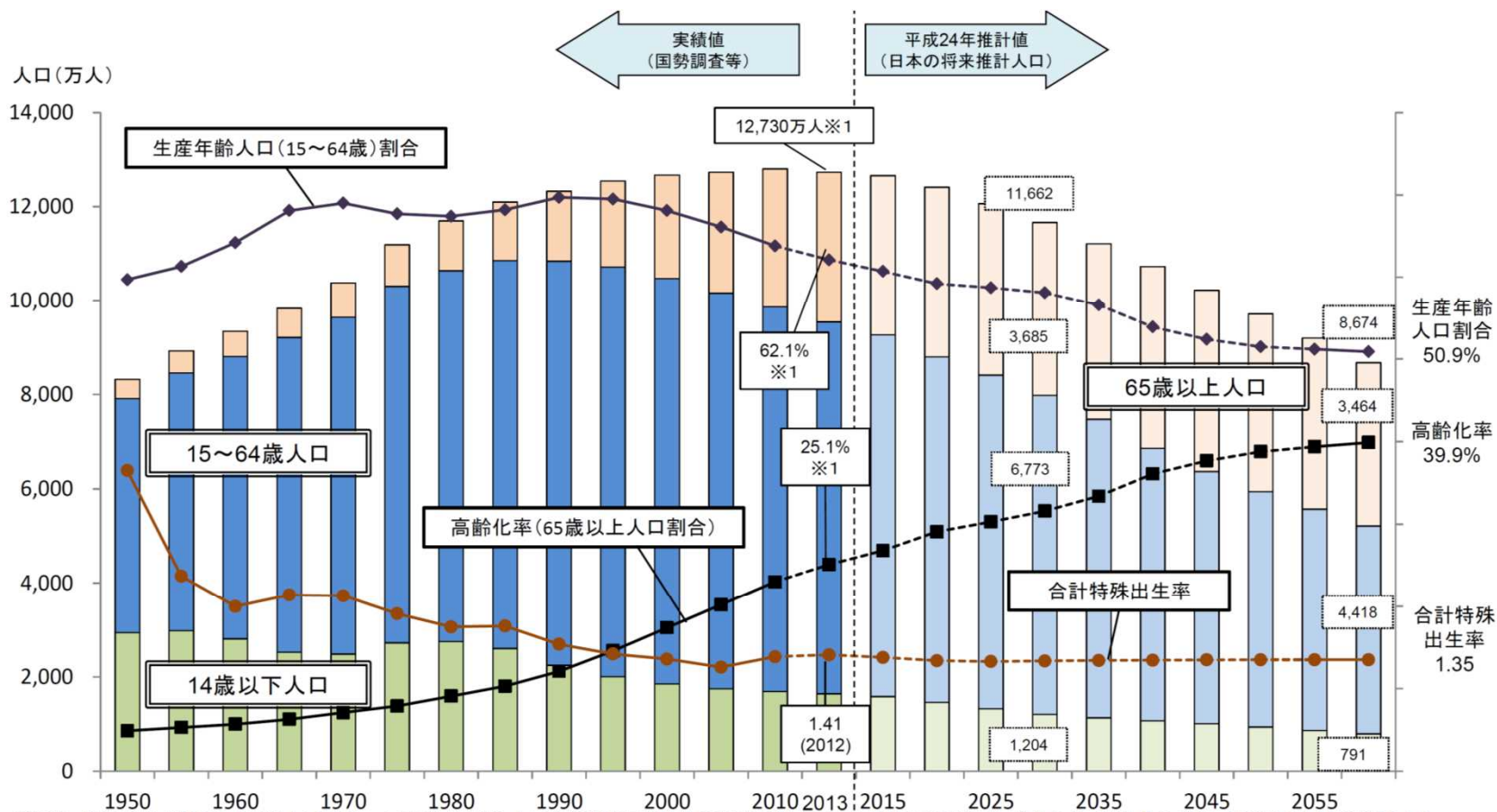


地方版図柄入りナンバープレートについて

国土交通省自動車局
平成27年8月

我が国における 自動車交通の位置づけ

日本の人口は、減少局面を迎えている。

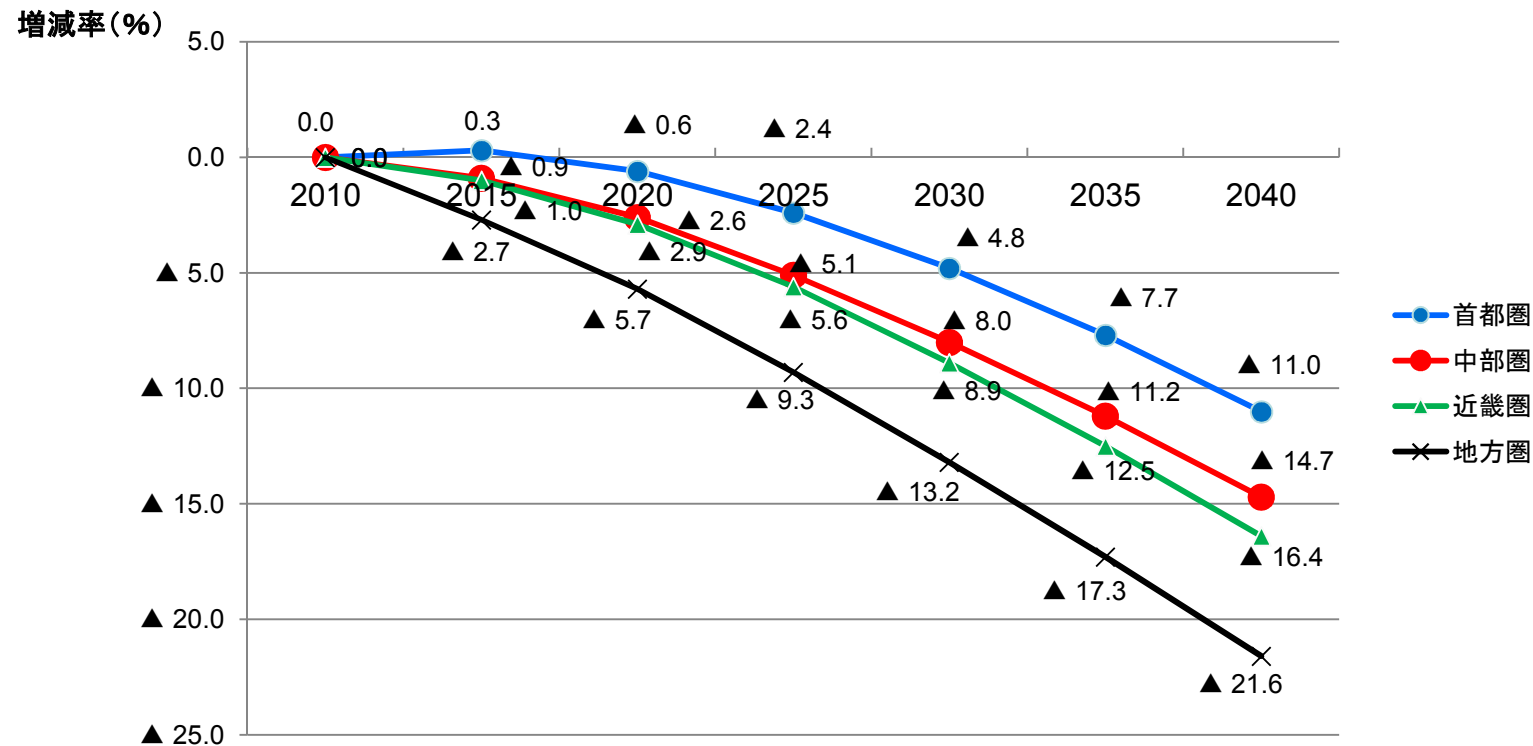


(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
厚生労働省「人口動態統計」

※1 出典:平成25年度 総務省「人口推計」(2010年国勢調査においては、人口12,806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%)

人口減少は、特に地方において顕著。

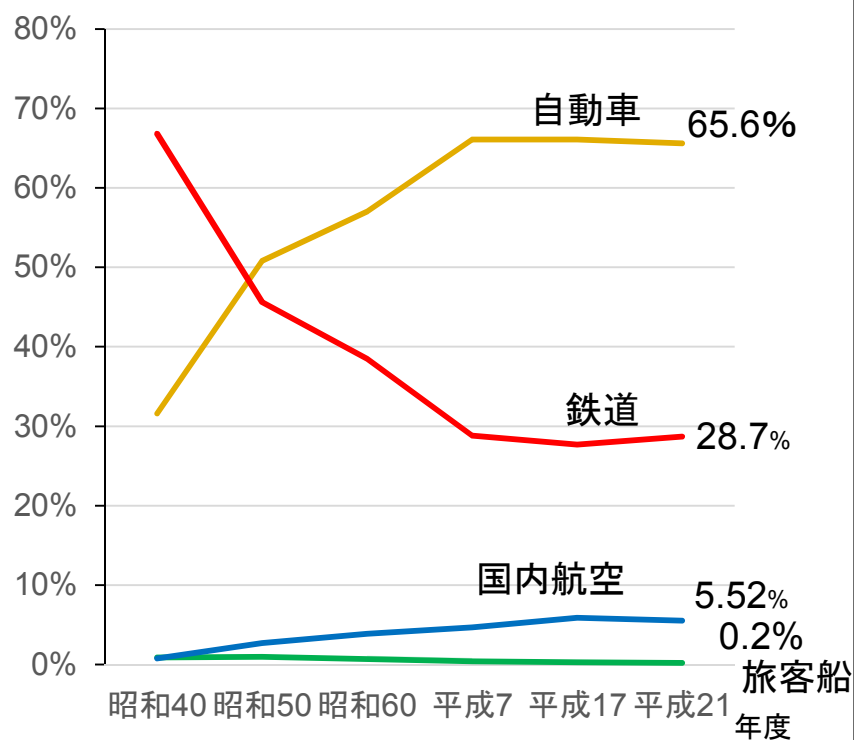
三大都市圏と地方圏の人口増減率(推計)



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の都道府県別将来推計人口(平成24年1月推計)」により国土交通省作成
 三大都市圏：首都圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
 中部圏：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 地方圏：三大都市圏以外

自動車は、国内交通の3分の2を担う交通モードであり、地方においては1世帯当たりの自動車保有台数が三大都市圏の2倍近くとなる等、生活においてなくてはならないものとなっている。

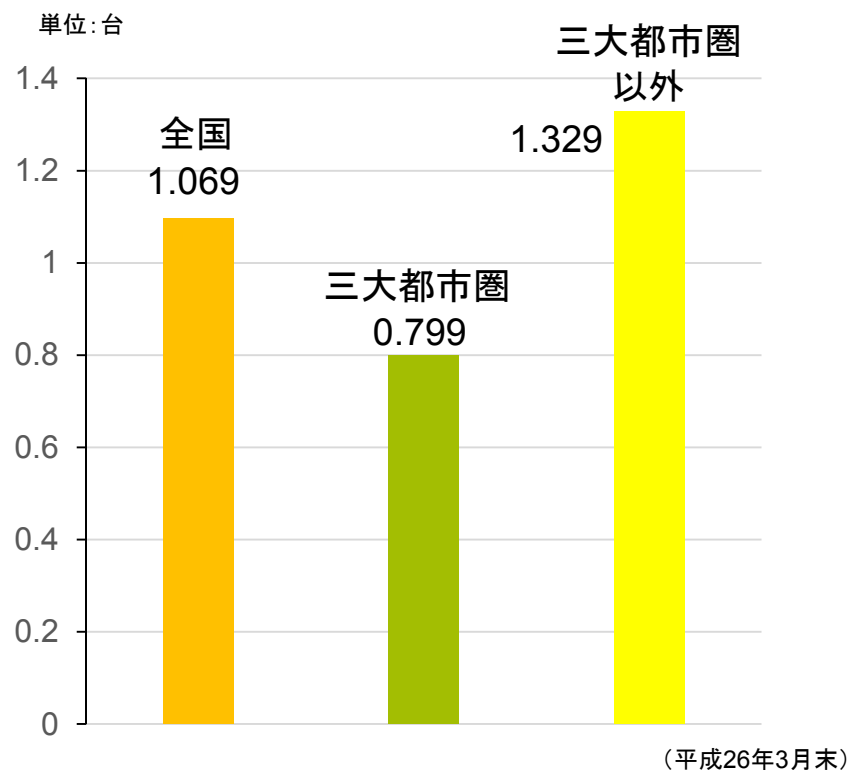
交通機関分担率推移



※運んだ乗客数に乗車した距離を乗じた「輸送人キロ」の全国における交通機関別割合

(出典: 交通関係統計資料集)

自家用乗用車の世帯当たり普及台数



※三大都市圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の世帯当たり普及台数とする

(出典: (一財)自動車検査登録情報協会「自家用乗用車の世帯別普及台数」より国土交通省作成)

①登録自動車

乗用車(小型)



乗用車(普通)



バス



トラック



大型特殊自動車



②軽自動車

乗用車



トラック



③二輪車



④小型特殊自動車

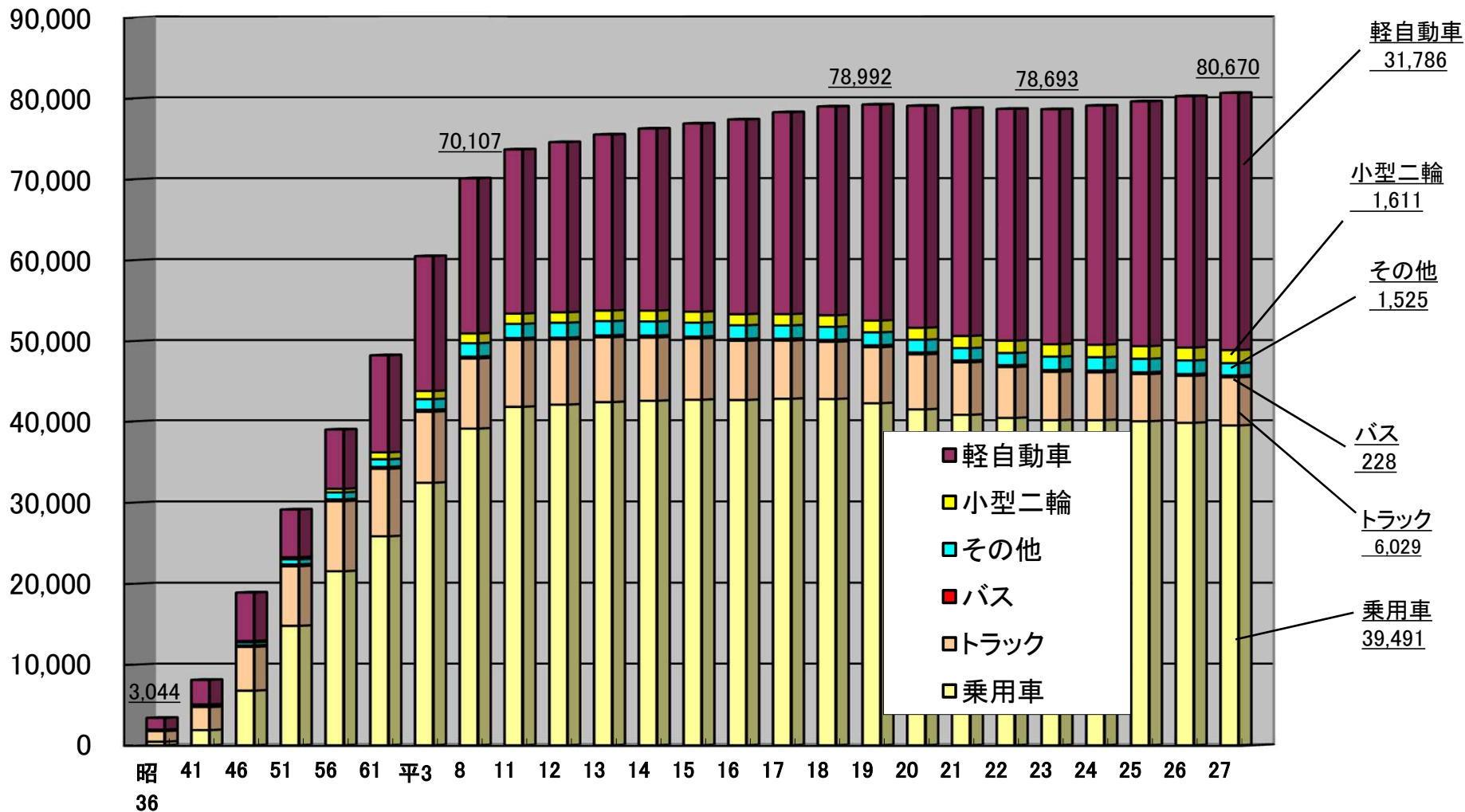
農耕トラクター



車種別自動車保有台数等の推移

自動車の保有車両数は一貫して増加傾向にある。

単位:千台

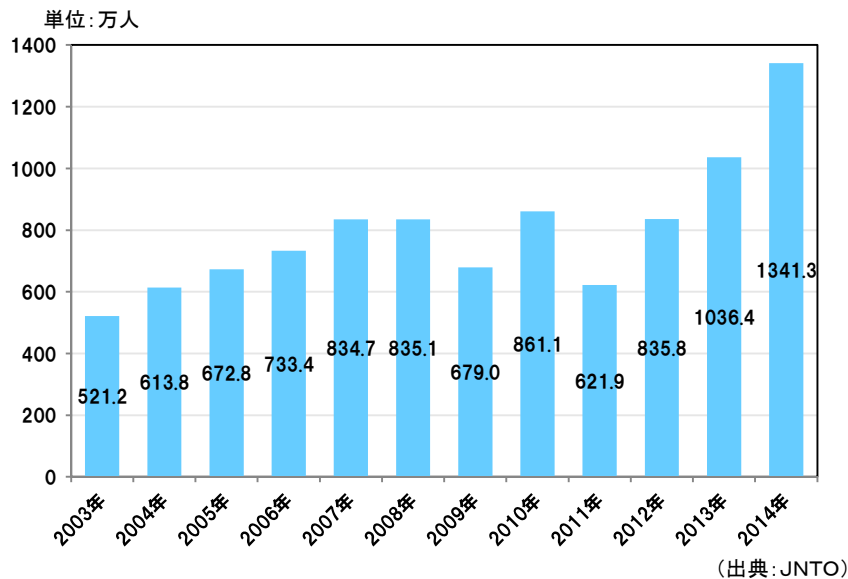


(注) 各年3月末現在

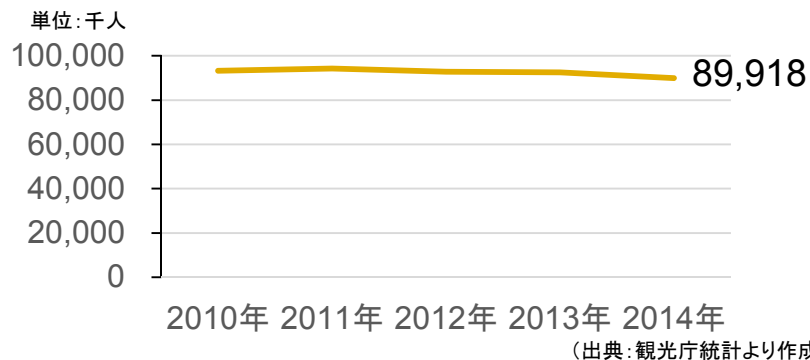
(出典: 国土交通省)

旅行者数全体で見ると、国内旅行者数は横ばいである一方、訪日外国人旅行者数は増加しており、全体として増加傾向にある。自動車は、観光における交通において4分の3を担っており、訪日外国人2000万人時代を見据えると、今後、その重要度は更に増加していくものと考えられる。

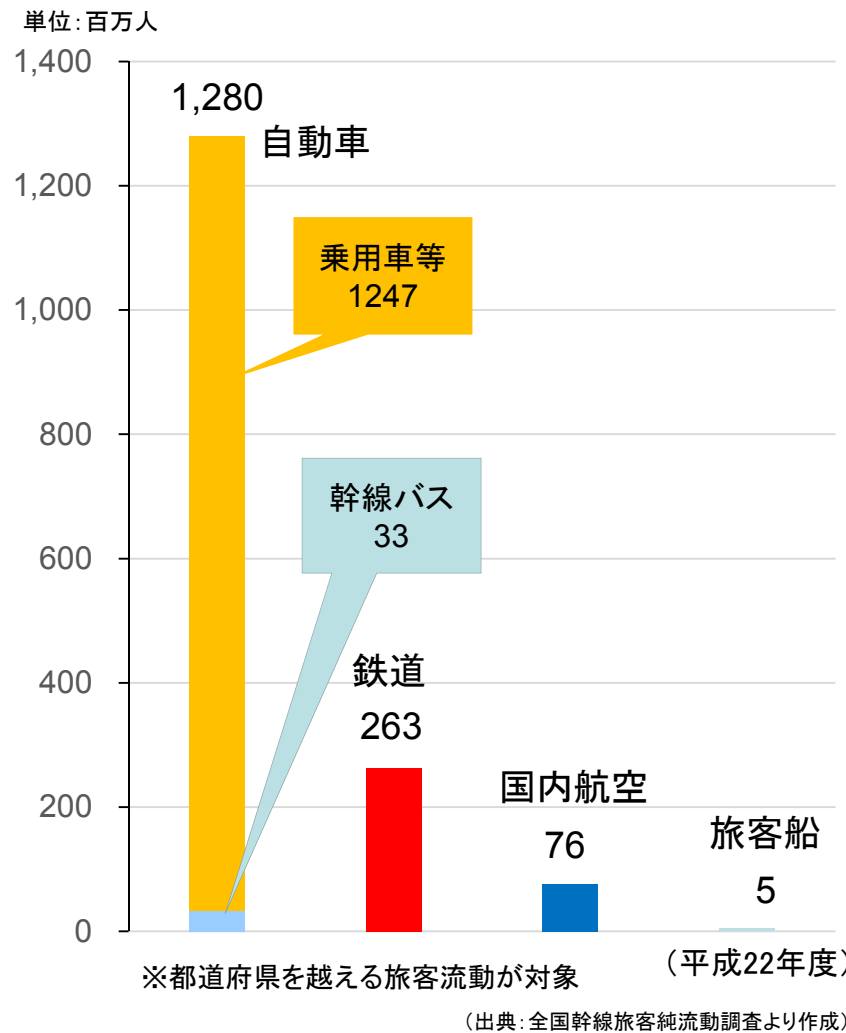
訪日外国人旅行者数の推移



国内旅行者数推移



観光、帰省等における交通機関別流動数



「日本再興戦略」改訂2015において、地方版図柄入りナンバープレートの導入が地域振興、観光振興に資する施策として盛り込まれている。

「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)

第一 総論

＜鍵となる施策＞

1. 未来投資となる生産性革命
2. ローカルアベノミクスの推進
3. 「改革2020」(成長戦略を加速する官民プロジェクト)の実行

第二 3つのアクションプラン

- 一. 日本産業再興プラン
- 二. 戦略市場創造プラン
- 三. 国際展開戦略

第三 改革のモメンタム

～「改革2020」の推進～

ナンバープレート該当部分

一. 日本産業再興プラン

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(2) 施策の主な進捗状況

(ふるさと名物等の応援)

- ・ 地方版図柄入りナンバープレート等の我が国初の図柄入りナンバープレート制度の導入に向け、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律が今国会にて成立した。

図柄入りナンバープレート制度の創設

自動車のナンバープレートに図柄を表示する図柄入りナンバープレート制度を創設することにより、地域振興、観光振興等を推進する。

施策の概要

○東京五輪特別仕様ナンバープレート

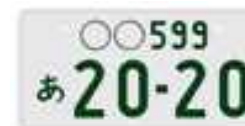
・ オリンピックに向けて国民的機運の醸成、意識の高揚を図る観点から、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様のデザインを施した自動車のナンバープレートを期間限定(2020年までの間)で希望する者に対し、全国において交付する。

・ 当該ナンバープレートの交付に合わせて募集される寄付金について、その収入を大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備(バス・タクシー等のバリアフリー化、IT化、新技術等)に充てることとする。

○地方版図柄入りナンバープレート

・ 地方自治体の提案に基づき、各地域にちなんだ特色ある図柄を施した、地方版図柄入りナンバープレートを平成28年度以降に交付し、地域振興、観光振興の取組みに資する。

・ 日本(現行)



海外の図柄入りナンバープレートの例

・ シドニー五輪の例



・ バンクーバー五輪の例



・ ニューヨーク州の例



・ フロリダ州の例



・ ニューヨーク州の例



・ ハワイ州の例



自動車の安全性の向上や国民のニーズへの対応の観点から、車両単位での新たな相互承認制度の創設、図柄入りナンバープレート等への交換制度の創設等の所要の措置を講じる。さらに、自動車のエアバッグに係る事案を踏まえ、リコールの迅速かつ確実な対応を図るため、基準不適合自動車に係る装置の製作者等に対する報告徴収等の規定を整備する。また、自動車の革新的技術の開発・普及及び独立行政法人改革を推進するため、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所を統合し、新たな独立行政法人を設立する。

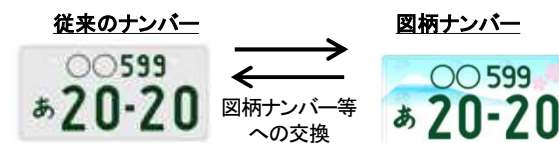
背景

- 装置共通化等の自動車産業構造の変化・グローバル化の進展等に対応しつつ、自動車の安全性を確保するとともに、ナンバープレートの多様な活用や自動車の革新的技術の開発・普及の推進等を図るため、以下の課題への対応が必要
 - ・東京五輪特別仕様プレートの交付や図柄入りナンバープレートの導入に関する地域等からの要望への対応
 - ・車両等の型式認定の相互承認に関する国際協定(「国連の車両等の型式認定相互承認協定」)の改正への対応
 - ・昨今の自動車の装置共通化の進展によるリコールの大規模化の現状を踏まえ、より迅速かつ確実なリコール実施への対応
 - ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく法人統合への対応

改正法の概要

◎ 図柄入りナンバープレートの実施のための新たな交換制度の創設

ナンバープレートの多様な活用による地域振興等を図るため、現状の画一的なものから図柄入りナンバープレートへの交換を可能とするための制度を創設



◎ 車両単位での新たな相互承認制度の創設

自動車の装置単位での基準適合性を各国間で相互に承認する国際協定の改正に対応し、我が国自動車産業の国際競争力の確保を図るため、車両単位での相互承認を可能とする制度(IWVTA)を導入

◎ リコールに係る装置メーカーへの対策強化

より迅速かつ確実なリコールの実施を実現するため、リコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加

◎ 自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所の統合

新技術の導入や不具合発見等への迅速かつ確実な対応を実現するため、二法人を統合し、独立行政法人自動車技術総合機構を設立

< 平成27年5月22日(衆)国土交通委員会における主な質疑概要 >

○ 中川康洋議員(公明)質問

「地方版図柄入りナンバープレートの導入によって期待できる効果」に対する答弁

地方版図柄入りナンバープレートについては、各地域より関心が示されており、地域振興・観光振興や地域の連携強化・一体感醸成などの効果があるものと認識し、期待しているところです。

○ 宮崎岳志議員(民主)質問

「地方版図柄入りナンバープレートについて、今後どのような検討を行っていくのか、どのような効果が期待できるのか」に対する答弁

地方版図柄入りナンバープレートについては、これから仕組みを作って、出来るだけ早く示さなければならないと考えております。

地方版図柄入りナンバープレートは、ナンバープレートの地域名表示単位116地域を最小単位として始めていきたいと考えております。また、地域住民のアンケート等によって具体的なニーズが把握されていること、地域振興・観光振興といった活用方策等が明確に示されていること、ナンバープレートの視認性が確保されていること等の基準、骨格を出来るだけ早く国民に示すことで、より一層盛り上がっていくものと考えております。

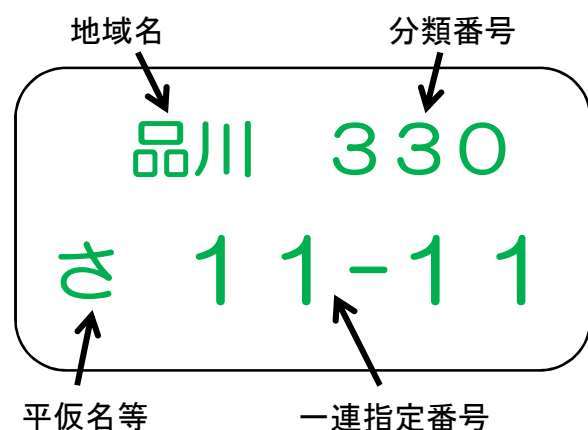
いずれにしましても、各地域から提案がなされて、それを判断することとなります。

ナンバープレートを活用した
これまでの地域振興・観光振興の取組

ナンバープレートの表示の意義

- 道路運送車両法の規定により、自動車は、登録を受けたものでなければ、運行の用に供してはならないとされており、登録を受けた自動車には国土交通大臣が通知する番号を記載したナンバープレートを取り付けなければならないとされている。
- また、軽自動車についても、ナンバープレートを表示しなければ、運行の用に供してはならないとされている。

<ナンバープレートの表示内容等>



<ナンバープレートの種類>



○**地域名**… 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表示 <例> 品川、練馬、足立

○**分類番号**… 自動車の種別及び用途による分類を表示
<例> 100…貨物自動車、300…普通乗用自動車、500…小型乗用自動車

○**平仮名等**… 自動車運送事業の用に供するかどうか等を表示
<例> 自家用: さ、す、せ、…、る、ろ 事業用: あ、い、う、え、か、…、こ、を レンタカー用: れ、わ

○**一連指定番号**… 4けた以下の任意のアラビア数字。登録自動車(自家用、事業用)、軽自動車(二輪を除く)(自家用)のナンバープレートについては、一連指定番号を所有者の希望の番号とする希望番号制度を実施。

道路運送車両法第39条第2項、道路運送車両法施行規則第11条第1項により、ナンバープレート
の大きさ、色、形、その他の事項については国土交通大臣が決定することとされている。

(参照条文)

○道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄)

(命令への委任)

第三十九条 (略)

2 自動車登録番号標、その封印、譲渡証明書並びに臨時運行及び第三十六条の二第一項の許可に関する細目的
事項は、国土交通省令で定める。

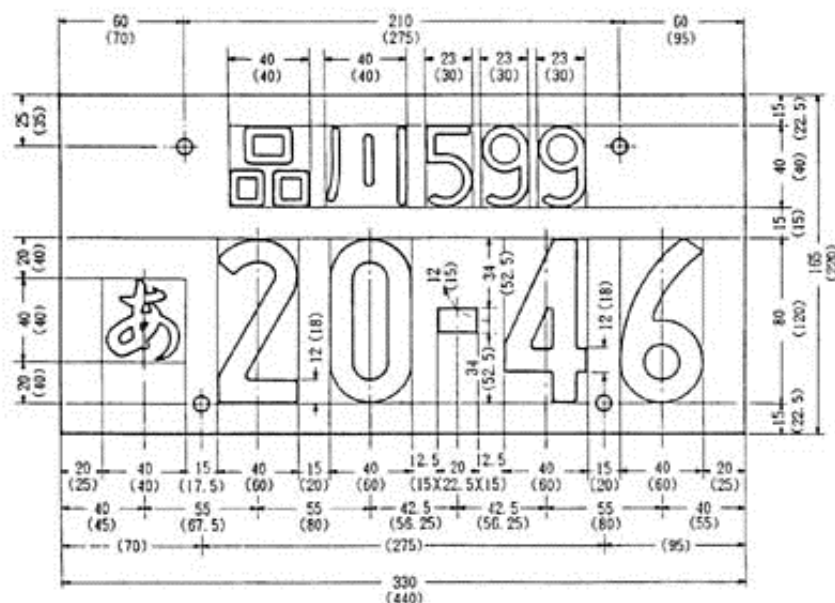
○道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

(自動車登録番号標の様式等)

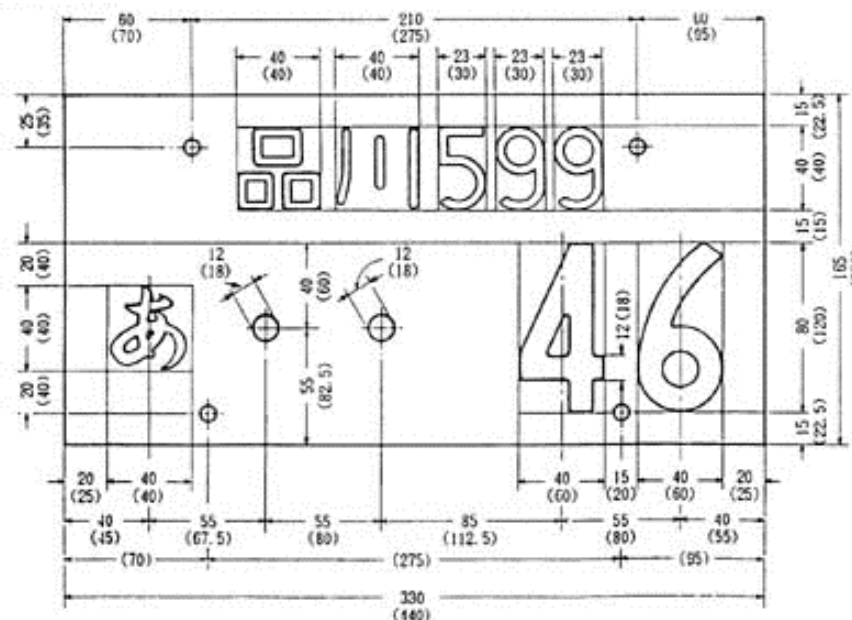
第十一条 自動車登録番号標は、第一号様式による。

2・3(略)

第一号様式 (その2)



(その4)



自動車のナンバープレートを地域振興や観光振興にも活用していく観点から、地域の要望に応じて追加的に新たな地域名のナンバープレートを導入するご当地ナンバーをこれまで2回実施。

1. ご当地ナンバー（第1弾）（平成18年10月導入開始）

【第1弾で導入された19ナンバー】

「仙台」、「会津」、「つくば」、「那須」、「高崎」、「川越」、「成田」、「柏」、「富士山」、「金沢」、「諏訪」、「伊豆」、「岡崎」、「豊田」、「一宮」、「鈴鹿」、「堺」、「倉敷」、「下関」

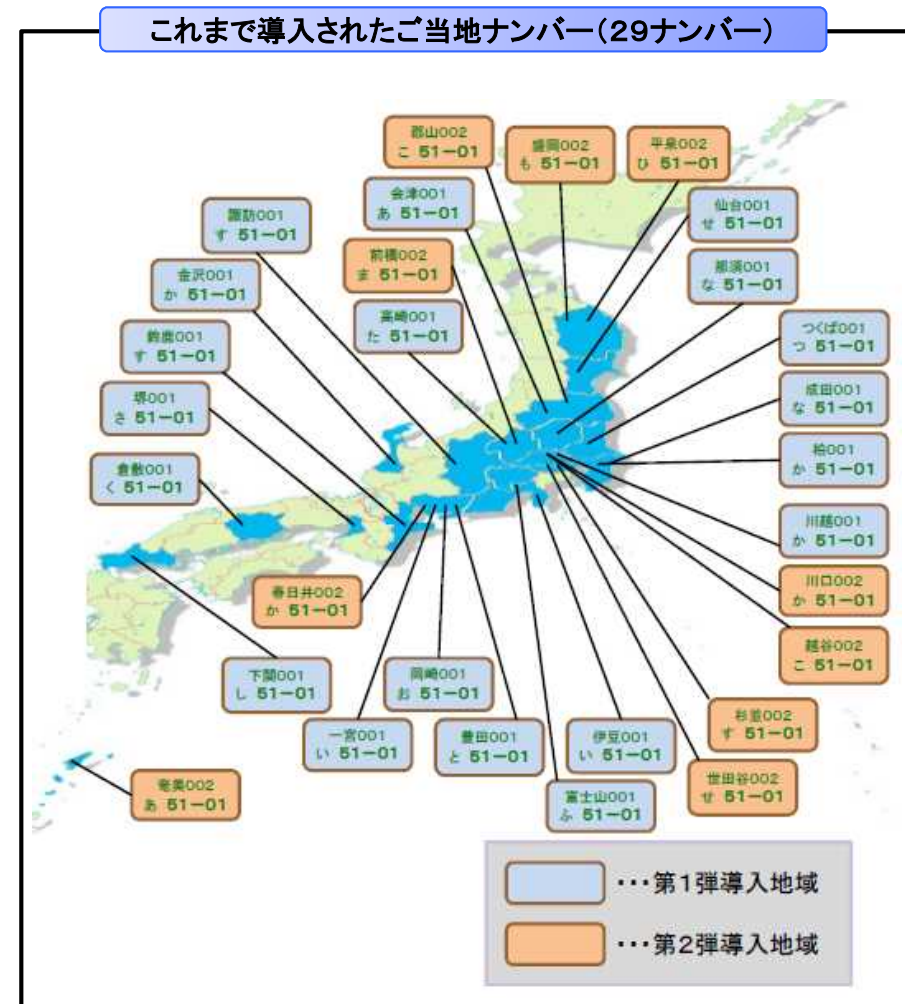
2. ご当地ナンバー（第2弾）（平成26年11月導入開始）

【第2弾で導入された10ナンバー】

「盛岡」、「平泉」、「郡山」、「前橋」、「川口」、「越谷」、「杉並」、「世田谷」、「春日井」、「奄美」

（主な基準・手続）

- ・ 提案は、対象市町村の要望に基づき、都道府県が行う
- ・ 国土交通省は新たな地域名の決定にあたり、有識者からなる審査会を開催する
- ・ アンケート等により、地域住民の具体的なニーズを把握している
- ・ 対象地域における地域振興、観光振興の中で、活用方策等が明確に示されている 等



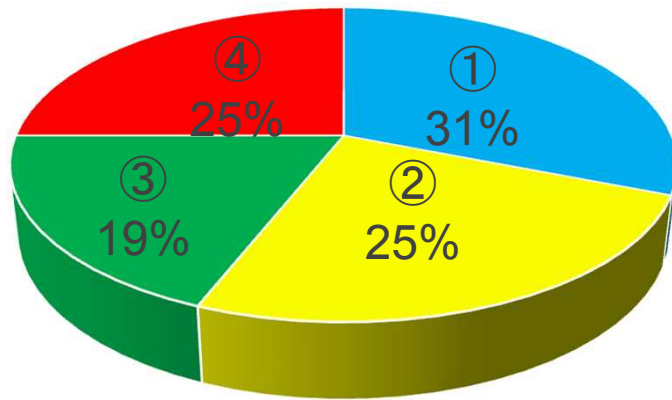
ナンバープレートの地域名表示一覧

ご当地ナンバー導入の結果、ナンバープレートにおいては、現在、116の地域名が存在している。

運輸支局等	表示文字	運輸支局等	表示文字	運輸支局等	表示文字	運輸支局等	表示文字	運輸支局等	表示文字		
北海道	札幌	札幌	関東	佐野	とちぎ	中部	小牧	九州	福岡	福岡	
	函館	函館		群馬	群馬				春日井	北九州	北九州
	旭川	旭川			高崎				三重	久留米	久留米
	室蘭	室蘭		埼玉	大宮	前橋	鈴鹿		筑豊	筑豊	
	釧路	釧路			川口	新潟	滋賀		佐賀	佐賀	
	帯広	帯広		熊谷	熊谷	長岡	京都		長崎	長崎	
	北見	北見		関東	春日部	春日部	大阪		大阪	畿原	長崎
東北	青森	青森	北陸信越		石川	なにわ	なにわ	佐世保	佐世保		
	八戸	八戸				近畿	長野	和泉	和泉	熊本	熊本
	岩手	岩手	千葉		松本			神戸	堺	大分	大分
		盛岡				川越	姫路			姫路	宮崎
	宮城	宮城	中部		福井	福井	奈良	奈良	鹿児島	鹿児島	
	仙台	野田							野田	奄美	奄美
	秋田	秋田	中部		岐阜	岐阜	和歌山	和歌山	沖縄	沖縄	沖縄
	山形	山形								静岡	
	庄内	庄内			浜松	浜松	島根	島根			
	福島	福島		東京					品川	沼津	沼津
会津		足立			足立	伊豆	伊豆	倉敷			
郡山		練馬		練馬	富士山	富士山	福山	福山			
関東	いわき	練馬		杉並	愛知	名古屋	山口	山口	※ ナンバープレートの地域名の種類:116		
	茨城									多摩	多摩
	土浦	八王子		八王子	西三河	三河	香川	香川			
栃木	宇都宮	神奈川		横浜						豊田	豊田
	那須	川崎	川崎	小牧	尾張小牧	高知	高知				

- ・調査対象：ご当地ナンバー導入地域の自治体及び商工会議所等
- ・回答数：100団体（自治体：76、商工会議所等：24）
- ・調査日：平成23年11月

- ご当地ナンバー導入が、地域の連携強化、地域振興、観光振興等にとって、「効果があった」と回答した団体の割合は75%にのぼる。



- ① 地域における一体感の醸成
- ② 地域の知名度の上昇、観光客の増加、特産品の販売増等の観光振興の効果があった
- ③ 対象地域の自治体が連携して地域振興、観光振興の取組みを行うようになった
- ④ その他の効果があった

＜地域から寄せられた声＞

①地域における一体感の醸成

- ・地名に込められた歴史、文化を再認識する等、自ら暮らす地域への郷土愛が深まった
- ・地域の代表としての自覚が芽生え、交通安全とマナー向上につながった 等

②観光振興

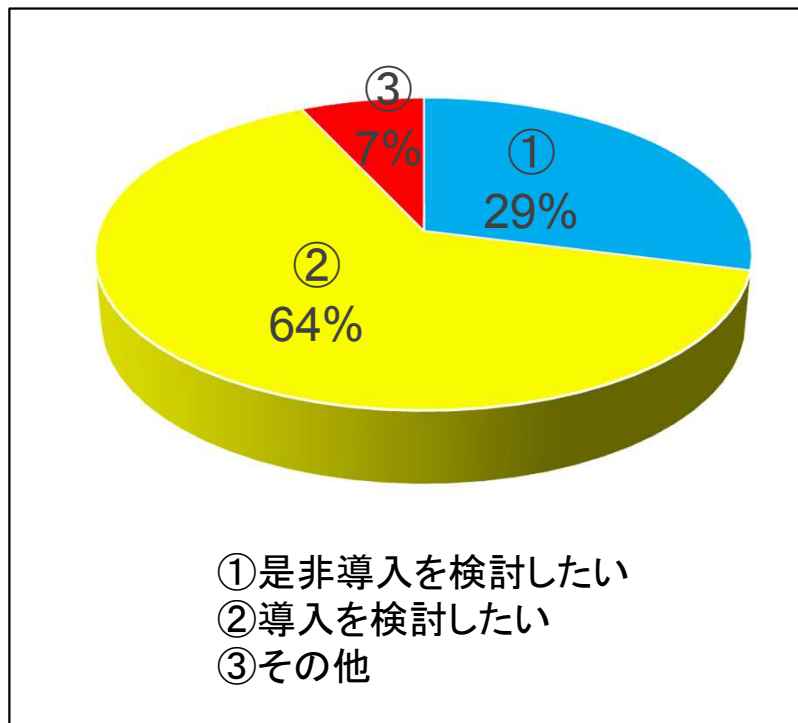
- ・ご当地ナンバーが「走る広告塔」となり、広く地域をPRできた
- ・商業・観光等をテーマに情報交換会を開くようになった
- ・「ご当地」としてイメージされる神社仏閣等のボランティアガイドによる受け入れ体制整備が進んだ 等

③地域振興、観光振興の推進体制の強化

- ・地域振興、観光振興を協力して推進する体制が整備された
- ・地域を代表する夏祭りを合同でPRすることになった
- ・世界文化遺産登録活動等に対する機運向上が図られた 等

- ・調査対象：ご当地ナンバー導入地域の地方自治体（都府県・市町村）
- ・回答数：120地域（都府県20地域、市町村100地域）
- ・調査日：平成26年9月

○ 図柄入りナンバープレート（寄付金付きを含む。）を交付することについて、「制度の具体化の状況等を踏まえて、今後導入を検討したい」との回答は111地域（93%）にのぼる。



<地域から寄せられた活用方法例としてあげられた声>

- ・県内観光地、名産等の知名度向上による地域活性化を図りたい
- ・地域で伝統的に行われる祭りの宣伝や祭りへの寄付に使用したい
- ・ご当地キャラクターを使用することにより、地域のPR効果や地域への愛着心の醸成を図りたい
- ・世界遺産の認定に向けた宣伝活動に使用したい
- ・世界遺産をPRするとともに、寄付金を環境保護に使用したい
- ・図柄が入るとさらに「走る広告塔」としての効果が増し、広く地域のPRに役立つ
- ・公募や人気投票などによる企画イベント開催によって地域振興を図る 等

諸外国における 図柄入りナンバープレートの 活用事例

図柄入りナンバープレート（寄付金付き）

1. ナイアガラの滝をあしらった図柄入りナンバープレート



【出典】ニューヨーク州DMVのHPより画像を引用
<http://dmv.ny.gov/custom-plates/parks-niagara-falls-sceney>

4. 寄付金の活用による効果等

州立公園の維持・管理に利用されることにより、ニューヨーク州内にある180の州立公園にて州民が常に自然環境を楽しむことが可能となっている。また、州内にあるナイアガラ州立公園等では貴重な観光資源としての自然景観の維持に役立てられている。

5. ナンバープレートの価格等

初期価格：43.75米ドル（約5,250円） うち、寄付金額：18.75米ドル
更新費用：15米ドル（約1,800円） （約2,250円） ※1米ドル=120円で計算 20

2. 目的

州政府が発行するレクリエーション免許（Empire Passport）保有者を対象に州立公園の維持や地域振興を目的に発行。

3. 寄付金の主な用途

寄付金は州政府の一般財源に全額組み込まれ、ニューヨーク州立公園の維持・管理や観光振興に利用されている。

図柄入りナンバープレート(寄付金なし)

1. 自由の女神をあしらった図柄入りナンバープレート



2. 目的

ニューヨークのさらなる地域振興のため、1986年に自由の女神完成100周年のタイミングで発行。

3. ナンバープレートの価格

価格：25米ドル
(約3,000円)

※1米ドル=120円で計算

1. 虹をあしらった図柄入りナンバープレート



2. 目的

観光振興のさらなる推進を図るため、ハワイ州のモチーフである虹のデザインに変更し発行。

3. ナンバープレートの価格

価格：45米ドル/年
(約5,400円)

※1米ドル=120円で計算

【出典】ハワイ州DMVのHPより画像を引用
<https://www.dmv-exam-guide.com/Hawaii-Driving-License-DMV.html>

図柄入りナンバープレート(寄付金なし)

1. サーフンをあしらった図柄入りナンバープレート



【出典】クィーンズランド州 希望ナンバー社 (PPQ (Personalized Plates Queensland)) のHPより画像を引用
<https://www.ppq.com.au/create>

2. 目的

海やサーフィンといった州の観光資源の図柄をあしらったナンバープレート。

3. ナンバープレートの価格

価格：495豪ドル
(約44,550円)

※ 1豪ドル=90円で計算

1. ゴルフをあしらった図柄入りナンバープレート



【出典】クィーンズランド州 希望ナンバー社 (PPQ (Personalized Plates Queensland)) 社のHPより画像を引用
<https://www.ppq.com.au/create>

2. 目的

州で盛んなゴルフの図柄をあしらったナンバープレート。

3. ナンバープレートの価格

価格：495豪ドル
(約44,550円)

※ 1豪ドル=90円で計算

我が国における制度のイメージと 主な検討事項

我が国における制度のイメージ

地域の特色ある図柄を地方自治体が独自に選び、国土交通大臣に対し、自動車のナンバープレートに表示するよう提案することを可能とする。

検討事項①: 地方版図柄入りナンバープレートの交付地域の単位について

基本的な考え方

- 自動車のナンバープレートにおいては、各地域における自動車の保有台数や地域名に対する愛着等を踏まえ、116の地域名を用いて全国を区分しているところ。
- 地方版図柄入りナンバープレートについても、ナンバープレートを活用した施策として行う以上、116の地域名によって区分された地域を単位として実施すべきではないか。

検討事項②: 図柄を提案する地方公共団体の考え方について

基本的な考え方

- 図柄は、ナンバープレートの地域名に含まれる市区町村の全てが合意した上で、共同で国土交通省に対し提案することとすべきではないか。

図柄の選定について①

我が国における制度のイメージ

図柄は、提案されたものから、ナンバープレートに記載された番号の視認性が確保されていること、その他ナンバープレートの公的な性格を踏まえて設けられた基準を満たしているか否かを国土交通省に置かれる有識者審査会で審査を行った上で、最終的には国土交通大臣が決定する。

提案の受付は、原則として毎年一回程度行うこととする。

検討事項③：提案された図柄の選定基準について

基本的な考え方

○ 図柄は、各地域において独自に特色あるものを選び、提案するものであるが、ナンバープレートの公的な性格に鑑み、図柄について、ナンバープレートに記載された番号の視認性が確保されていることのほか、以下のような基準が必要ではないか。

(必要と考えられる基準の例)

- ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないもの(ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く)
- ・ 特定の企業の営利活動を目的とするものでないもの
- ・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないもの
- ・ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないもの
- ・ 特定の人物をモチーフとするものでないもの(ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く)
- ・ 他者の権利を侵すもの(商標登録など)でないもの
- ・ 公序良俗に反するおそれがあるものでないもの
- ・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないものでないもの 等

図柄の選定について②

我が国における制度のイメージ

図柄は、提案されたものから、ナンバープレートに記載された番号の視認性が確保されていること、その他ナンバープレートの公的な性格を踏まえて設けられた基準を満たしているか否かを国土交通省に置かれる有識者審査会で審査を行った上で、最終的には国土交通大臣が決定する。

提案の受付は、原則として毎年一回程度行うこととする。

検討事項④：一地域から提案される図柄の数について

基本的な考え方

- 一地域から複数の図柄の提案を受け付けることとした場合、受付から選考・交付開始までに相当の期間及び労力を要することになるおそれがある。この場合、特に視認性の確認には相当の時間を要することが想定される。
- このため、制度導入当初は一地域において提案できる図柄は一種類とし、提案する図柄の数を複数とすることについては、各地域における地方版図柄入りナンバープレートの導入状況や交付枚数の推移を見た上で、今後検討してはどうか。

我が国における制度のイメージ

地方版図柄入りナンバープレートの導入地域においては、自動車の所有者は、通常のナンバープレートと地方版図柄入りナンバープレートの交付を選択できることとする。

地方版図柄入りナンバープレートの交付を希望する自動車ユーザーは、現行の希望番号制度と同様に、インターネット等を活用して申込みを行い、運輸支局等におけるナンバープレート交付窓口で交付を受ける。

地方版図柄入りナンバープレートの交付手数料の額については、道路運送車両法に基づき、交付に要する実費を勘案して地方運輸局長が認可することとする。

検討事項⑤：地方版図柄入りナンバープレートの対象車種について

基本的な考え方

- 現行の希望番号制度においては、ナンバープレートの一連指定番号を自動車ユーザーの希望の番号とするための申込みシステムが整備されているが、地方版図柄入りナンバープレートの実施に当たっても、同様に自動車ユーザーの申込みを受け付けるためのシステムの整備が必要となる。
- 上記のシステムの整備は、費用対効果の観点から現行の希望番号申込みシステムを改修して行うことが望ましいと考えられるため、地方版図柄入りナンバープレートの対象車種は、希望番号制度と同様に、登録自動車（自家用、事業用）と軽自動車（二輪を除く。）（自家用）とすべきではないか。

我が国における制度のイメージ

図柄を提案する地方自治体は、一定の公益的事業に充てることを目的とする寄付金を募集するか否かを選択できるものとする。

寄付は、当該事業の趣旨に賛同した自動車ユーザーが行うものであることに鑑み、寄付金の收受を合理的に行い、透明性を確保しつつ配分するための仕組みを構築する。

寄付金を募集する場合、当該寄付金は、地方版図柄入りナンバープレートの交付に際し交付手数料と合わせて收受され、導入地域における事業に配分されることとなる。

検討事項⑥：寄付金を充てる事業の範囲の考え方について

基本的な考え方

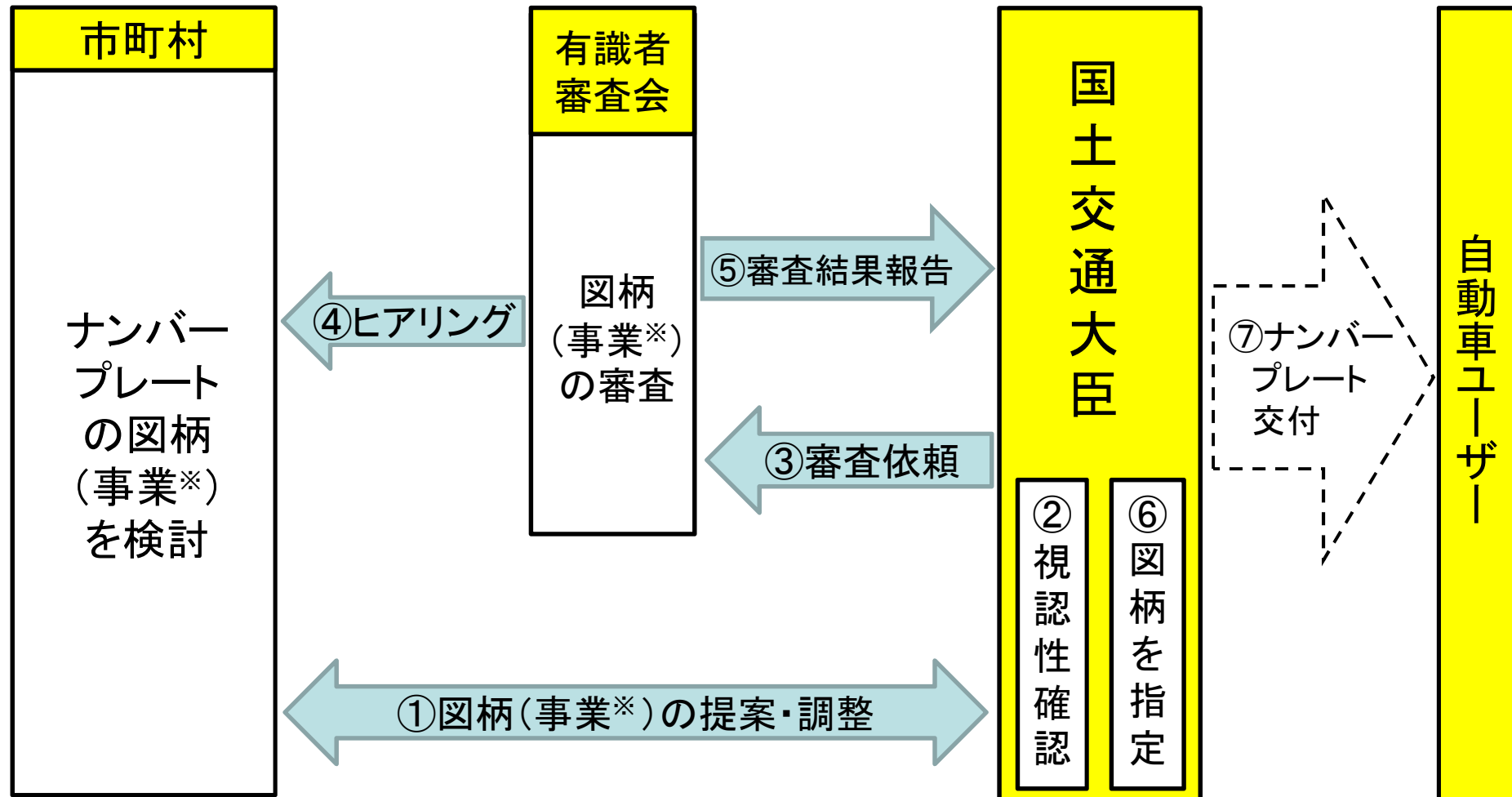
○ 寄付金は、地域が募集するか否かを選択するものであること、自動車ユーザーが善意で支払うものであること等を踏まえ、どのような事業に充てることとすべきか。

検討事項⑦：寄付金の收受・配分の方法について

基本的な考え方

○ 寄付金の收受・配分は、以下の事項を念頭に置いて検討を進めるべきではないか。

- ・ 寄付金の使途・配分について地域の意思を反映する方法
- ・ 寄付金の配分に係る透明性・公平性の確保、寄付金の配分を効率的・専門的に行うための仕組み
- ・ 寄付金の配分に係る効果の検証
- ・ ナンバープレート交付業務との連携や寄付金に係る税制優遇等、ユーザーが寄付を行いやすくするための仕組み
- ・ 既存の公的な助成制度との関係の整理



※地方自治体において、寄付金を充てることを想定している事業